

札幌市教育委員会告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年3月29日

札幌市教育委員会

教育長 檜 田 英 樹

記

1 指定管理者の名称

公益財団法人札幌市生涯学習振興財団

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(1) 札幌市青少年科学館 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目

(2) 札幌市天文台 札幌市中央区中島公園

3 管理を行わせる期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 管理業務の範囲

(1) 統括管理業務

(2) 施設・設備等の維持管理に関する業務

(3) 事業の計画及び実施に関する業務

(4) 施設の利用等に関する業務

(5) 前各号に掲げる業務に付随する業務

5 利用料金に関する事項

地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用するため、指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。

また、利用料金は、札幌市青少年科学館条例及び札幌市青少年科学館条例施行規則で定める額を上限として、指定管理者が札幌市教育委員会の承認を得て定めることができます。